四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第二百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域の名称　みやぎ情報産業人材育成特区

二　構造改革特別区域の範囲　宮城県の全域

三　構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

○内閣府告示第二百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年十一月二十六日内閣府告示第五百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山形県東置賜郡高畠町

二　構造改革特別区域の名称　高畠町なかよし給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　山形県東置賜郡高畠町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第五百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　水戸市

二　構造改革特別区域の名称　元気都市・水戸ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　水戸市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

○内閣府告示第二百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高崎市

二　構造改革特別区域の名称　高崎市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　高崎市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

○内閣府告示第二百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十一月十一日内閣府告示第八百七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都新宿区

二　構造改革特別区域の名称　専門職育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　東京都新宿区の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

○内閣府告示第二百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十六日内閣府告示第五百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　厚木市

二　構造改革特別区域の名称　あつぎＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　厚木市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）

○内閣府告示第二百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年七月二十六日内閣府告示第五百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岐阜県安八郡神戸町

二　構造改革特別区域の名称　心豊かな子どもを育む給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　岐阜県安八郡神戸町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第二百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県

二　構造改革特別区域の名称　ＩＴひろしま・産業人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　広島県の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六）